

南区投票所従事員 登録制度のご案内

令和 8 年 9 月 28 日
南区選挙管理委員会事務局

1 制度の概要

選挙事務への従事を希望する従事員（過去の選挙で未経験の方）を公募し、申込のあった者を登録して、選挙が実施される場合に、南区選挙管理委員会が指定する南区内の投票所への従事を委嘱する制度です。

2 登録定員・登録期限・従事する場合の勤務条件等

登録定員	なし ※登録者が投票所に従事する人数は、選挙によって異なる
登録期限	なし ※登録日以降、本人又は代理人から口頭等により登録抹消の申し出があるまで継続する

【従事する場合の勤務条件等】

勤務日	投票日当日
勤務時間	午前 6 時 30 分～午後 8 時 30 分頃(投票所の片付け終了まで) ※途中合計 1 時間の休憩あり ただし、投票所により勤務時間が若干前後する場合あり
勤務場所	南区選挙管理委員会が指定する区内の投票所 ※登録時に従事する投票所を希望することができる
主な業務内容	投票所の受付及び案内 受付カードの記載案内 投票用紙の交付 投票時間終了後の後片付け ※一定時間ごとに交代する
報酬	14,500 円（固定額：選挙の時期によって変動する場合あり） ※投票日当日に現金にて支給 ただし、上記金額から源泉徴収額を差し引いた額を支給 ※交通費は支給しない
食事	昼食・夕食の提供あり
地方公務員の身分	なし（名古屋市会計年度任用職員として任用しない） ※地方公務員法の適用はないが、投票所で知りえたことの守秘義務等、投票所従事職員と同様の義務が発生する
社会保険	なし

3 登録資格

■申込時点で満 18 歳以上の方

■過去に南区で投票所事務に従事したことがない方

※登録資格ではないが、選挙当日は長時間（約 14 時間、途中 1 時間の休憩あり）にわたる従事となることから、体調等に不安のない方が望ましい。

4 申込方法

(1) 申込期間

募集開始から随時

(2) 申込方法

下記のいずれかの方法によりお申込みください。

○登録フォームから電子申請（以下の URL から申請できます。）

URL: <https://www.city.nagoya.jp/minami/kurashi/1023873/1052621.html>

○別紙の登録申込書に必要事項を記入の上、南区選挙管理委員会事務室まで郵送又は持参

5 申込から登録まで

(1) 登録フォームによる申請又は登録申込書を南区選挙管理委員会事務室が受理した時点で、申込者は登録者名簿に登録されます。ただし、登録資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、登録されないことがあります。

なお、登録されなかった場合は、南区選挙管理委員会事務室からご連絡いたします。ただし、電話等による登録に関する問い合わせには一切お答えしません。

(2) 名簿には有効期限はありません。従って、登録者本人又は代理人から口頭等による削除の申し出がない限り、登録は継続します。

(3) 登録者は、登録されたことをもって地方公務員としての身分を取得できるものではありません。このため、登録者に地方公務員法上の義務が課されることはありません。

(4) 登録者は、従事する投票所について希望を申し出ることができますが、登録者を優先するものではありません。従って、登録していても、必ず投票所事務に従事できるわけではありせんので、ご承知おきください。

6 選挙従事までの流れ

(1) 選挙が実施される際、投票所の従事員に不足が生じた場合、当該投票所に従事を希望する登録者がいれば、投票所の庶務主任（区役所の職員）からご連絡いたします。

なお、登録者に従事を依頼する場合、選挙の種類によっても前後しますが、おおむね投票日当日の1か月前から3週間前にはご連絡いたします。ただし、急に選挙が実施される場合は、これより後にご連絡することもありますので、ご承知おきください。

(2) 庶務主任と事前面談等により従事の可否を確認させていただき、支障がなければ登録者の投票所従事を決定します。

(3) 従事が決定した登録者については、南区選挙管理委員会事務室から委嘱状を交付します。

(4) その他詳細は庶務主任から連絡します。

7 個人情報の取扱い

登録選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、登録選考において取得した個人情報は、投票所事務の従事に関する事務以外の目的では使用しません。

8 その他

登録者には、期日前投票所の従事及び開票事務の従事について、別途依頼する場合があります。

〈問い合わせ・応募書類提出先〉
名古屋市南区選挙管理委員会事務室
〒457-8508 名古屋市南区前浜通3丁目10番地
TEL: 052-823-9318